

川崎市こんにちは赤ちゃん事業実施要綱

平成 30 年 3 月 26 日付
市長決裁
29 川ここ福第 1153 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 10 の 2 の規定に基づき、乳児家庭全戸訪問事業を推進するため、本市が行う川崎市こんにちは赤ちゃん事業（以下「本事業」という。）の実施に当たり必要な事項を定めるものとする。

(事業目的)

第 2 条 本事業は、子育て家庭の孤立化を防ぎ、子育て家庭が地域とのつながりを持てるようにすることにより、安心して子育てできる地域づくりに資することを目的とする。

(実施体制等)

第 3 条 各区役所地域みまもり支援センター（保健所支所・福祉事務所）（以下「地域みまもり支援センター」という。）所長（以下「所長」という。）は、本事業を他の母子保健事業と連携して実施し、次条に規定する対象家庭への一貫した保健サービスを提供するよう取り計らうとともに、こんにちは赤ちゃん訪問員が安心して訪問活動に従事できるよう支援する体制づくりに努めるものとする。

2 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室長は、円滑な事業推進のため、所長と連携しながら本事業全体の調整を図るものとする。

(対象家庭)

第 4 条 本事業の対象となる家庭（以下「対象家庭」という。）は、市内に住所を有し、出生から概ね 4 月に至るまでの乳児がいる家庭のうち、本事業による訪問を希望する家庭とする。ただし、所長が家庭状況などから訪問を不相当と判断する場合はこの限りではない。

(訪問員の登録申請)

第 5 条 こんにちは赤ちゃん訪問員の登録を受けようとする者は、川崎市こんにちは赤ちゃん訪問員登録申請書及び個人情報の保護等に係る誓約書（第 1 号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(訪問員の登録及び登録証の交付)

第 6 条 市長は、申請書の提出があったときは、次条に規定する資格要件を確認し、要件を満たすと認められる場合は、川崎市こんにちは赤ちゃん訪問員登録簿（以下「登録簿」という。）

に登録するものとする。

- 2 市長は、前項の登録を受けた者をこんにちは赤ちゃん訪問員（以下「訪問員」という。）として委嘱し、訪問員に対して川崎市こんにちは赤ちゃん訪問員登録証（第2号様式。以下「登録証」という。）を交付するものとする。

（訪問員の資格要件）

第7条 訪問員は、本事業の趣旨を理解し、安心して子育てできる地域づくりに対する熱意のある者であつて、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とし、市が実施する研修を受講したものでなければならない。

- （1） 民生委員・児童委員又は主任児童委員
- （2） 子育て支援活動の経験者
- （3） その他市長が適当であると認める者

（訪問員の任務）

第8条 訪問員は、前条の対象家庭を訪問し、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- （1） 乳児が誕生したことへの祝意の伝達
- （2） 地域の子育て支援に関する情報等の提供
- （3） 育児に関する話題の傾聴
- （4） 乳児、その保護者等の心身の様子、養育環境等に関する把握
- （5） 前4号に掲げるもののほか、所長が必要と認める活動

（登録の有効期間等）

第9条 第6条に規定する登録の有効期間は、登録日の属する当該年度の末日までとする。ただし、次条に規定する事由に該当しない限り、当該有効期間は、一年度ごとに自動的に更新されるものとする。

（登録の辞退等）

第10条 訪問員は、訪問員の登録を辞退しようとするときは、川崎市こんにちは赤ちゃん訪問員登録辞退届（第3号様式）に登録証を添えて、市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の届出があつたとき又は訪問員に次の各号に該当する事由が生じたときは、当該訪問員を解職し、及び、登録簿から削除するものとする。

- （1） 訪問員の職務の遂行に支障がある場合又は訪問員としてふさわしくない行為があつたとき。
- （2） 第7条に定める訪問員の資格要件に該当しなくなったとき。

(訪問員への研修等)

第11条 所長は、各訪問員の活動実施状況の把握に努めるとともに、必要に応じ研修会の実施等により、事業推進に向けて訪問員の意識の向上に努めるものとする。

(訪問の実施)

第12条 所長は、対象家庭に訪問員を訪問させようとするときは、訪問員に対し、川崎市こんにちは赤ちゃん訪問依頼書兼報告書（第4号様式。以下「依頼書兼報告書」という。）により、訪問の実施を依頼するものとする。

2 対象家庭への訪問は、原則、訪問員2人を1組として実施するものとする。

3 訪問員は、所長から第1項に規定する訪問の依頼があったときは、訪問の日時等について、対象家庭とあらかじめ調整した上で訪問しなければならない。

4 訪問員は、対象家庭を訪問するときは、登録証を携帯し、提示してから活動を行うとともに、対象家庭の関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(訪問結果の報告)

第13条 訪問員は、対象家庭の訪問を実施したときは、依頼書兼報告書に対象家庭の状況等を記載し、遅滞なく所長に提出するものとする。ただし、対象家庭において、緊急に支援が必要とする状況が認められた場合は、直ちにその内容を所長に報告しなければならない。

(訪問後の支援の実施)

第14条 所長は、前条の規定による報告の内容から必要があると認めるときは、対象家庭に対し、各区役所地域みまもり支援センター職員等により、必要な支援を行うものとする。

(訪問員の遵守事項)

第15条 訪問員は、本事業の活動に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 対象家庭に係る個人情報について、法令等に基づき適正かつ厳重な管理を行うとともに、本事業の目的外に利用しないこと。

(2) 対象家庭において、物品等の販売その他営利活動及び政治的又は宗教的な活動を行わないこと。

(3) 常に対象家庭を尊重し、対象家庭の家庭状況等に配慮した対応等に徹すること。

(4) 活動中に事故、緊急事態等が生じたときは、直ちに所長に報告し、その指示に従うこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、所長が指定する事項

(守秘義務)

第16条 訪問員は、その活動により知り得た対象家庭その他他人の秘密を漏らしてはならない。

その職を退いた後も同様とする。

(活動中の災害等の補償)

第17条 訪問員の活動中の災害補償等については、こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当において賠償責任保険に加入し、対処する。

(謝礼金)

第18条 市長は、訪問員に対し、交通費その他の実費に相当する費用として、訪問を依頼した対象家庭1件につき1,000円を支給するものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、訪問員について必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(関係要綱等の廃止)

2 川崎市こんにちは赤ちゃん事業実施要領(21川市こ家第1551号)及び川崎市こんにちは赤ちゃん訪問員に関する要綱(21川市こ家第977号)は、廃止する。

3 平成30年4月1日(以下「施行日」という。)前に、川崎市こんにちは赤ちゃん訪問員に関する要綱第6条第2項の規定により交付された登録証については、この要綱の施行日において第6条第2項に規定する登録証とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 旧要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を修正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式

川崎市こんにちは赤ちゃん訪問員登録申請書
及び個人情報の保護等に係る誓約書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

申請者氏名 _____ ㊟
(自 署)

川崎市こんにちは赤ちゃん訪問員の活動に必要な研修を受講しましたので、訪問員の登録について、次のとおり申請します。なお、登録に当たっては、別紙記載の個人情報の取扱いに係る事項を遵守することを誓約します。

フリガナ		
氏 名		
生年月日	年 月 日	
フリガナ		
住 所	郵便番号 ー	
連 絡 先	(電 話 番 号)	
	(携帯電話番号)	
登録区分	1	民生委員・児童委員、主任児童委員
	2	子育て支援活動経験者等
	3	元民生委員・児童委員、元主任児童委員

別 紙

個人情報の取扱いに係る留意事項

1 秘密の保持

- (1) 川崎市こんにちは赤ちゃん事業に関して知り得た秘密（個人情報等）を他人に漏らしたり、この活動以外の目的で使用しないこと。
- (2) 訪問員の登録を辞退した後においても秘密を漏らさないこと。

2 「川崎市 こんにちは赤ちゃん訪問依頼書兼報告書」の取扱い

- (1) 紛失、置き忘れ等をしないよう、取扱いに充分注意すること。
- (2) コピー、ファクス、データ化等、複写に当たる行為を行わないこと。
- (3) 訪問員の家族を含め他人の目にふれないよう、厳重に保管すること。
- (4) 訪問実施後、または訪問実施ができないことが明らかになった後、必要な事項を記入し、速やかに地域みまもり支援センターに返却すること。
- (5) 訪問依頼書兼報告書以外に、訪問家庭についてメモ等記録をした際は、同様の管理に努め、必要がなくなった時点で速やかに細かく裁断して廃棄または消去すること。

3 個人情報の取扱いに関する事故発生時の報告

この留意事項に反する事態が生じたとき、または、その生じるおそれがあるときは、直ちに地域みまもり支援センターに報告し、その指示に従うこと。

第2号様式

川崎市こんにちは赤ちゃん訪問員登録証

登録番号

氏 名

上記の者は、川崎市こんにちは赤ちゃん訪問員の登録を受けた者であることを証明します。



年 月 日

川 崎 市 長

- 1 本証は、川崎市こんにちは赤ちゃん訪問員に登録されていることを証するものなので、活動中は常に携帯し、求めがあった際は提示してください。
- 2 本証を他人に貸与したり、譲渡することはできません。また、本人であっても、活動以外の目的で使用してはいけません。
- 3 本証を亡失し、若しくは毀損したとき、又は氏名に変更があったときは、再交付の手続を行ってください。
- 4 登録を辞退するときは、本証を必ず返還してください。

第3号様式

川崎市こんにちは赤ちゃん訪問員登録辞退届

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

登録番号

住 所

氏 名

印

連絡先

川崎市こんにちは赤ちゃん訪問員としての登録を辞退したいので、川崎市こんにちは赤ちゃん訪問員登録証を添えて、次のとおり届け出ます。

1 登録辞退希望年月日

年 月 日

2 登録辞退理由

(表面)

複写禁止

談笑錄

(裏面)

表面以外に地域みまもり支援センターへの連絡事項等があればご記入ください。

※ 上記の事を地域みまもり支援センターに伝えることについての同意確認について

☐ 同意あり ☐ 同意なし ☐ 未確認